



介養協第46号
平成18年9月12日

厚生労働省社会・援護局長

中村秀一 殿

社団法人 日本介護福祉士養成施設協議会
会長 江草 安彦



介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する
検討会報告書にかかる意見・要望について

貴職の下に設置された標記検討会の報告書が本年7月5日公表され、同報告書の中で、「今後の資格取得方法については、多様な人材を確保する観点から養成施設ルート、実務経験ルート、福祉系高校ルートの3つのルートを残しつつも、各ルートを通じ質の全般的向上を図るため、教育内容の充実（カリキュラム・シラバスの抜本的見直し）を行うとともに、すべての者について一定の教育プロセスを経たのちに国家試験を受験するという方向で、一元化を図る」とされ、資格取得方法について具体的な改正案が示されました。

しかしながら、この改正案の内容は、平成16年6月に発表された「介護福祉士試験の在り方等介護福祉士の質の向上に関する検討会」報告書中の「介護福祉士の資格取得方法については、資格の取得方法の見直しに関する環境整備の状況等を踏まえ、指定養成施設の卒業者が受験資格を取得する方法に統一することを検討する。」とされた内容と異なること、更には、同報告書により導入されることとなった介護技術講習実施への協力要請を受けた際の貴局関係者の受験資格の統一に関する考え方についての説明内容とも乖離したものであることから、会員養成施設から深刻な疑義と厳しい反対意見が提起された。（これらの疑義と反対意見の多くは介護技術講習実施に至る過程において、介護技術講習に反対する養成施設に対してブロック代表理事等は、厚生労働省の協力要請を受け入れることが会員養成施設の悲願ともいべき国家試験の受験資格を養成施設卒業者に統一するための環境整備に繋がるものだと、貴局関係者と共に積極的に説得してきたこと、そしてそのことが、16年6月の報告書の前記の文言に結実したとの共通した思いをもっていることによる。）

こうした状況を踏まえ、協会として、理事会はじめ各種会議を開催し、議論を重ねた結果、今回の報告書中、改正内容が具体的に示された「資格取得方法の改正の方向」等に関して緊急的に下記のとおり意見・要望を取り纏めたので、当局におかれましては、これが意見・要望について慎重ご審議をいただき、適切な措置を講じていただきたくお願いする

ものであります。

記

1 「① 養成施設ルートについては、教育内容の充実を図った上で、卒業後（卒業見込みも含む。）に国家試験を課す。」について

- 養成施設の存亡にかかわる極めて重い課題ではあるが、介護福祉士の社会的評価を高めることに繋がるものとの認識の下、以下の各項における意見・要望に適切に対処されることを前提として、協会として、前向きに対応したい。

○ 「教育内容が養成施設と同等のレベルに満たない福祉系高校（現在は専門科目の教育時間 1190 時間）については、高校卒業後、一定の実務経験（9ヶ月程度）を経ることを国家試験受験の要件とする。」と規定されているコース・仕組みについては、廃止されたいこと。
なお、ただちに廃止することが困難というときは、一定の移行措置を講じた上で、できるだけ早期に廃止されたいこと。
- 「教育内容の充実後の養成施設と同等の教育を行う」福祉系高校については、高校教育における普通教育の内容にも必要な配慮が可能な、専攻課程を有する高校に統一されたいこと。
- 指定養成施設に課せられているすべての要件については、養成・教育内容の水準確保と公平の観点から福祉系高校についても、厳格に適用されるべきであること。
- 指定養成施設卒業者が国家試験を受験する時期については、本意見・要望がどのような形で、いつ実現するかにもかかわることであるが、5 年程度の移行期間が必要であること。

[理由]

- ・ 高校卒を入学資格とする専門学校、短大、大学において 2 年以上の修学年限（1800 時間）を終えて、初めて受験資格が得られる国家試験を、中学校卒を入学資格とする 3 年制の高校卒業者にも実務経験を付加するとはいえ、同じ国家試験の受験資格を与えるということは、畢竟、介護福祉士の資格は高校卒程度のものと認めることであり、専門学校、短大、大学で介護福祉の勉学に励む学生に対して、当該養成コースの存在理由を説明できない。

- 専門職の養成・教育機関の教育内容、水準は、基本的には同一のものであって然るべきものと考える。同じ福祉系高校に異なる教育内容をもつ複数のコースがあり、そのいずれからも同一の専門職国家試験の受験が可能であるとする制度は、他の国家資格試験制度にない特異なものであり、介護福祉士の資格に疑義をもたらすものである。
前記措置により、福祉系高校においても養成施設と同様に、1800 時間の専門教育を受けた者が国家試験を受験することとなり、養成・教育機関としての統一性が一定程度確保されることになる。
なお、将来的には、介護福祉士国家試験の受験資格は、養成・教育機関で、同一教育内容、同一教育時間の養成課程を経て、原則的には、一定年齢以上に達した者が受験する制度になることを望むものである。
- 3 年間の限られた高校教育期間（3150 時間）で、高校で学ぶべき普通科目をしっかりと学び、かつ、介護福祉士に必要な教育（専門科目 1190 時間）を修得できるとは考え難い。また、高齢者、障害者の心的ケアの問題にまで踏み込んで介護を行う専門職の国家資格が高校教育の中で可能であるということは、介護の専門職としての水準を自ずから規定することとなり、他のいかなる専門職より下位の資格であるとの社会的評価を確定するものである。
- 高校 3 年間の修学期間で国家試験を受験する場合は、「一定の実務経験（9 ヶ月程度）を経ることを国家試験受験の要件とする。」とあるが、これは何時間相当をさすものなのか、現行実務経験 3 年同様、1 時間でも、また、ボランティアとして働いたものも経験期間として看做すものであるのか否かは不明であるが、いずれにしろ、厚生労働省の通知等に基づき、養成施設の学生が行っている実習と同様に評価することはできない。
- 福祉系高校が授業料が安いことや国家試験の合格率が高いことを広告・宣伝し、入学希望者を募集する事例がある中で、福祉系高校の教育内容が受験予備校化しているとも言われている。福祉系高校の合格率が高くなっているのは事実だが、実際には、福祉の現場で働くことなく進学する者が多いことや、短期間の経験で福祉の現場を去る者が多く、定着率が低いことなどが指摘されている。また、短期間で福祉の現場を去った者は、福祉現場を悪く見がちであることから、福祉現場を魅力のない、厳しい 3 Kだけの職場であるとの評判を立てる結果となっているとの指摘もある。
(こうしたことから、養成施設関係者の中には、福祉系高校生の介護技術講習会の受講を拒否すべきとの意見が出ている。)

- ・ 国家試験を受験しないで国家資格が得られるという、養成施設の最大のメリットを失うことは、文字通り、養成施設にとって存亡をかけた学校経営最大の危機ともいいうべき問題であることから、必要な対策を行うに十分な準備期間が必要であること。
- 2 「② 実務経験ルートについては、国家試験受験資格について、現行の3年の実務経験に加え、理論的、体系的学習を行うための一定の養成課程（例えば6ヶ月以上の養成課程又は1年以上の通信課程）を課す。」について
- 一定の養成課程を課すことについては賛成である。ただし、国家試験の受験を希望する実務経験者の膨大な数に見合ったコースを確保するためには、養成課程の運営方法や受け入れ体制の整備など、慎重な検討が必要となる。
 - 養成課程に関しては、概ね1年程度を必要とする授業単位（時間）を設定し、その中に、現行32時間の介護技術講習を60時間から70時間程度に拡充して単位（時間）設定する仕組みを検討されたいこと。また、養成課程の教育内容と評価方法等についても併せて検討されたいこと。
なお、これにより平成17年度から導入された介護技術講習制度は廃止されるものとする。
 - 概ね1年程度の養成課程の内容を修得する方法は、通学、通信その他（通学と通信の組み合わせなど）の方法により修得できる仕組みを検討し、更に、当該修得単位については養成施設間において相互に互換できるものとするなど受講者の利便に配慮する必要がある。ただし、介護技術講習に係る単位についてはすべて一つの養成施設への通学方式とされたいこと。
- [理由]
- ・ 実務経験者の質の向上については、従来から試験委員、同モデルの派遣協力、また、平成17年度からの介護技術講習など相当程度の実績を有していることから、行政からの要請にはできる協力はしていくべきと考えている養成施設が少なくないこと。
なお、新たな養成課程への入学希望者の数に見合う受け入れ定員の確保等については、更なる検討が必要。
 - ・ 介護技術講習は現行32時間で実施しているが、テキスト、マニュアルの内容を忠実に実施するためには、かなりの時間数を増やすべきとの意見が多く寄せられていること。

- ・ 養成課程の内容を判断するためには、講義及び実技の修得レベルを明らかにする必要がある。また、養成課程を実施する指定養成施設の授業内容や修得状況等の評価を公平に行うためには、共通的な評価方法が必要であること。

(介護技術講習会の総合評価についても、各養成施設間で共通する評価基準を設けるための研究会を現在実施している。)

- 3 「③」については、既に述べたとおりである。
- 4 「実技試験のあり方」については、示されている考え方には特段の異論はない。
- 5 介護技術講習会については、前記2の実務経験ルートの「一定の養成課程を課す」の項で述べたとおりである。

(介護技術講習の維持・拡大については、一部の養成施設を除き、学校運営面でかなりの負担となっている事実について、当局の理解と配慮を求める声が強い。)
- 6 「Ⅲ資格制度のあり方、1 基本的考え方」によれば、「国家資格としての介護福祉士は、介護を必要とする幅広い利用者に対する基本的な介護を提供できる能力を有する資格と位置付けることが適当である。」とされ、更に、「国家資格とは別に、認知症、障害等の特性を踏まえた専門的対応ができるような専門資格を導入することが適当である。」とされていることを踏まえ、当協会並びに指定養成施設においては、今後、こうした専門介護に対応できる介護福祉士の養成に、3年制も視野に入れて、積極的に取り組む考えであるが、社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項の業務内容の規定を、こうした高度な介護技術の内容をも反映した文言にする等の条文の見直しのほか、奨学制度の創設など、これが具体的取り組みに向けての当局の支援と指導をお願いするものである。
- 7 今回の報告書の記述を引用するまでもなく、急増する高齢者、後期高齢者への介護対応はますます複雑・困難なものとなり、介護の高度化は避けては通れない課題である。そしてそのことは必然として、現在の2年制の養成・教育課程を3年制に、更には4年制へと向かわせることとなるのは、他の専門職資格制度の養成・教育課程の変遷を見ても明らかである。現実問題として、養成施設関係者の中には、「今日求められている介護を適切に実施するためには3年制に早急に移行すべきである」と主張している者も少なくない、いわば、養成施設の3年制への移行は極めて身近な問題となつ

ているというのが真相であるが、今回の検討会の報告書に基づく制度改正を機に、介護福祉士の養成・教育の中核的役割が学費や養成期間等の有利性から福祉系高校に結果的にシフトされていくとしたら、養成・教育現場に、介護施設現場にどのような影響を与えることとなるのか、更には、高度化を求められていく介護制度の将来にどのような課題をもたらすことになるのか、養成施設の3年制問題はどのような展開になっていくのか、などなど近年の福祉系高校の急増に対し養成施設の関係者は大きな不安を持っております。社会福祉士及び介護福祉士法施行以来、今日に至るまで、国家試験の試験委員・モデルの派遣を初めとして、介護福祉士の質の向上に関する厚生労働省の諸施策に全面的に協力し、制度の安定に少なからず貢献をしてきた養成施設が、福祉系高校の増加とともに、心ならずも介護福祉の養成・教育から撤退せざるを得ないという状況が起こるとするならば、国民福祉にとって取り返しのつかない大きな痛手となることは容易に想像できるところであります。今回の報告書に基づく制度改正がそうしたことにはならない、将来に明るい見通しが望めるものとなることを切に要望するものであります。

なお、保育士養成施設等の卒業者が介護福祉士養成施設において1年以上介護福祉士として必要な知識及び技術を修得したものについては、介護福祉士の資格が取得できるとされておりますが、これとは逆の過程により介護福祉士が保育士の資格取得ができる仕組みについて、この際整備されたくお願ひいたします。

以上